

## ◇静岡県業務委託契約約款の一部改正について

### 1 改正の理由

令和2年4月から施行される改正民法と改正意匠法への対応等のため、約款を一部改正する。

### 2 内容

- (1) 委託契約において書面により行わなければならないものに、催告を追加した。(第2条関係)
- (2) 契約の保証について、その契約が破産管財人等による解除の場合にも、保証を適用することとした。(第4条関係)
- (3) 意匠の実施の承諾等について定めた。(第8条の2関係)
- (3) 契約不適合であるときの取扱いについて定めた。(第40条関係)
- (4) 契約の解除権について定めた。(第42条～44条の3関係)
- (5) 成果物の完成後に契約が解除されたときの取扱い等について定めた。(第46条関係)
- (6) 損害賠償請求等について定めた。(第46条の2～46条の4関係)
- (7) 契約不適合責任期間等について定めた。(第46条の5関係)
- (8) その他必要な改正を行った。

### 3 施行期日

この改正は、令和2年4月1日施行とする。